花巻市条件付一般競争入札実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、市が発注する建設工事の入札に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定に基づく一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を行うこととし、花巻市財務規則（平成18年花巻市告示第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２　条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事及び水道施設工事とし、設計額が２５０万円を超えるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災害の復旧等特に緊急を要する工事、施工上特殊な専門的技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事、その他市長が条件付一般競争入札に適さないと認める工事は、対象としない。

（入札参加資格）

第３　条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年花巻市告示第９号。以下「要綱」という。）第３条に規定する資格基準を満たしていることのほか、次に掲げる要件をすべて満たしているものでなければならない。

（１）要綱第６条に規定する市営建設工事請負資格者名簿（以下「資格者名簿」）に登載された者で、市内に本店を有する者であること。ただし、当該者が対象工事を適正に施工することが困難であることが明らかであるときは、当該者以外の者を資格の対象とすることができる。

（２）当該市営建設工事の設計額に応じた等級別区分がされた者であること。

（３）市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成18年花巻市告示第10号）に基づく指名停止措置等を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。

（５）対象工事の現場に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

（６）電子証明書を取得し、花巻市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により利用者登録を行っているものであること。

２　前項に掲げるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに市長が定める。

３　特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、当該共同企業体の構成員について、第１項の規定を準用する。

４　条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）が、開札までに第１項のいずれかに該当しないこととなった場合は、当該入札に参加できないものとする。

（入札の公告）

第４　市長は、対象工事について、規則第１１４条の規定に基づき入札公告（様式第１号。以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

２　公告は、花巻市入札情報公開システム（以下「公開システム」という。）に掲載する。

（設計図書の縦覧等）

第５　入札参加希望者は、対象工事の仕様書、図書及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を公告で指定する期間・方法により縦覧するものとする。

（入札の参加申請）

第６　入札参加希望者は、花巻市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号。以下「確認申請書」という。）を公告に定める期間内に市長に提出しなければならない。

２　市長は、確認申請書を提出した入札参加希望者の登録資格等の基本的な確認を行い、入札参加資格がないと認めるときは、申請を受理しないものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第７　設計図書等に関する質問は、広告に定める期間内において、原則、電子入札システムを通じて行うものとし、回答については公開システムに掲載するものとする。

（入札の執行）

第８　入札の執行回数は、１回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で入札した者がないときは、２回に限り再度入札を行うものとする。ただし、１回目の入札参加者が１者又は無効の入札等により、再度の入札に参加できる者が２者に満たず、競争性が失われると認められる場合は、市長が特に定める場合を除き、再度入札は行わないものとする。

（入札書等の提出方法）

第９　入札書の提出は、入札金額等の入力を電子入札システム内で行い、工事費内訳書を併せて提出することを求められた場合は、入札書に電子ファイルとして添付し、公告等により指定された期間内に提出することとする。

２　紙入札による入札書の提出は、「市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札運用基準」によるものとする。

３　提出した入札書等は、撤回又は差替えをすることができない。

（入札の無効）

第１０　第４の規定により、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者による入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（開札）

第１１　開札は、公告等で指定する日時及び場所において行うものとし、発注者の電子入札システムにより、対象工事の電子ファイルを開くことにより行う。ただし、対象工事に紙入札がある場合には、当該入札書を入札公告に示す日時、場所において開札し、その内容を電子入札システムに入力した後に、対象工事の電子ファイルを開くものとする。

（落札候補者の決定）

第１２　開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ花巻市最低制限価格制度事務処理要領に定める最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者を落札候補者として決定する。

２　開札の結果、無効とされない入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者が複数となった場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。

３　市長は、落札候補者を決定したときは、直ちにその旨を落札候補者に通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第１３　開札後、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、公告に定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し

（２）建設業許可書の写し

（３）技術者配置調書（様式第３号）

（４）その他市長が必要と認める書類

（入札参加資格の確認及び落札者の決定）

第１４　開札後、落札候補者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

２　前項の規定により入札参加資格の有無を確認した結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、参加資格確認通知書に理由を付してその旨を通知するものとし、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（同価格入札者が２人以上あるときは、くじにより定めた者。）以下「次順位入札者」という。）を落札候補者とみなして、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めたときは、この項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

（落札者の通知）

第１５　市長は、落札者を決定したときは、電子入札システムにより直ちにその旨を当該入札参加者に通知するものとする。

　（入札結果の公表）

第１６　対象工事の入札結果は、公開システムに掲載するものとする。

２　入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

（補則）

第１７　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行し、施行日後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

２　花巻市営建設工事受注希望型指名競争入札試行要領は、平成２３年３月３１日をもって廃止する。

附　則

１　この要領は、平成２６年４月１日から施行し、施行日後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行し、施行日後に行われる公告に係る工事の請負契約から適用する。

２　花巻市条件付一般競争入札試行要領は、令和３年３月３１日をもって廃止する。